

10月からディーゼル自動車の運行規制が始まります

千葉県では、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が深刻な問題になっています。特にディーゼル自動車から排出される粒子状物質は、発がん性や気管支喘息など人の健康への影響が懸念されています。そこで、粒子状物質を削減するため、ディーゼル車を規制する条例を定めました。

規制の内容

条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は、県内での運行が禁止されます。

開始時期

平成15年10月1日からです。ただし、新車登録から7年間は規制の適用が猶予されます。

対象車種

ディーゼル車（車検証の燃料の種類欄に「軽油」と記載されている自動車）ただし、乗用車は規制の対象外です。

ディーゼル車の燃料規制

4月から、重油や重油を混和した燃料など粒子状物質を増大させる燃料を使用したり、販売すると、条例により処罰されます。

自動車公害対策室

043(223)3810

千葉 11
お 59-54

●規制対象

車種	ナンバーの分類番号		備考
貨物自動車	1 10～19 100～199 4 40～49 400～499 6 60～69 600～699		
乗合自動車 (定員11人以上)	2 20～29 200～299 (一部5-, 7-)		
特種自動車	8 80～89 800～899		乗用車を改造した自動車は対象外

※埼玉県、東京都、神奈川県でも同様な規制が適用されます。詳細は各都県にお問い合わせください。

使用している車がいつから規制されるのかを確認します

車検証の「型式」欄に記載された記号(例：U-)と「初度登録年月」を確認します。

自動車検査証

自動車検査証又は車台番号/自動車台帳登録番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自重(空車時)の計/満室	車体の形状
千葉 11 お 59-54	平成4年10月19日	平成4年11月	普通	貨物	自家用	キャブオーバー
車名	型式	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
チバ	U-FE447F	3人	3250 kg	3610 kg	7025 kg	
車台番号	自動車の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類
FE447F580339	4D33	669 cm	238 cm	257 cm	4.2 kw	軽油
					型式指定番号	類別区分番号

※この車の場合、下記1に該当するので、平成15年10月1日から規制が適用されます。(改造車・輸入車・古い車等で記号が不明の場合はお問い合わせください)

- 1 初度登録年月が平成8年9月以前で、型式がK-, N-, P-, S-, U-, W-, KA-, KB-, KC- の場合

平成15年10月1日から県内を走行できません。

- 2 初度登録年月が平成8年10月以降で、型式がKA-, KB-, KC- の場合

初度登録から7年間を過ぎると県内を走行できなくなります。

- 1 2 に該当する自動車でも、知事が指定する粒子状物質減少装置を装着すれば、県内を走行できます。

ただし、いずれの場合も自動車NOx・PM法対策地域内に登録している自動車は、同法による車種規制の適用により、一定期間猶予の後、車検が通らなくなります。

※自動車NOx・PM法対策地域外のみを走行すると認められる規則で定める車両（路線バス、ゴミ収集車、一部のコンクリートミキサー車、機内食搬入設備特装車）については初度登録から12年間、規制が猶予されます。
※ハイブリッド改造車等で県の定める基準に適合している車は、初度登録から7年間を過ぎても県内を走行できます。

違反車両の使用者又は運転者には運行禁止命令を出します。運行禁止命令に従わないときは、罰則（50万円以下の罰金）の適用があります。

荷主は、荷物の受託者が条例を遵守する自動車を使用するよう措置する義務があり、この義務に違反した場合には、勧告や氏名の公表を行う場合があります。